

計画期間

令和 8 年度～令和 12 年度

東京都酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和 8 年 9 月

東京都

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給度の向上に関する事項
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 乳業の合理化等
 - 3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
 - (1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置
 - (2) その他必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の状況

東京都の酪農及び肉用牛生産は、就業戸数の減少により農業全体の生産額の比率では5.9%と全国平均を下回っているものの、牛乳及び牛肉のブランド化を進めており、畜産の生産額で7割以上を占める主要な部門である。

(1) 区部及び多摩地域

消費者に近いため、輸送経費が安く、鮮度が高いなど、大消費地の中で営んでいるメリットを活かしつつ、優れた経営、生産技術の積極的な導入や家畜改良の推進等により、安全・安心な畜産物を都民に供給している。

さらに、飼料作物の作付けによる優良農地の保全、家畜排せつ物由来堆肥の供給、エコフィードの有効活用、家畜とのふれあい等による情操教育の機会提供など、さまざまな役割を果たしている。人々の生活水準の向上につれて、豊かさに対する価値観も変化している今日、大都市東京のバランスのとれた持続的発展のためには、畜産業のもつ多面的機能の重要性が見直され、その役割の発揮に都民から大きな期待が寄せられている。

しかし、飼養戸数や飼養頭数は減少を続け、生産基盤の弱体化が深刻な状態になっている。この背景には、輸入飼料価格の高騰・高止まりや、高齢化・後継者不足、機械・施設の老朽化による更新投資負担の増大、家畜診療獣医師、家畜を運搬する家畜商の不足、環境問題等の種々の問題があり、これらに的確に対応する必要がある。

(2) 島しょ地域

一方、島しょ地域にあつては、公共牧場での放牧等による良好な景観の形成、資源の効率利用、堆肥供給による地力の維持・増進、地元産の牛乳乳製品による地産地消の推進等を通じて耕種農業や観光産業などの地域経済への波及効果も大きく、数少ない地場産業のひとつとして地域の活性化や地域文化の継承に貢献している。

2 担い手の育成と労働負担の軽減に向けた対応

飼養戸数の減少を抑制するためには、職業としての酪農及び肉用牛生産の魅力を高め、後継者や第三者による継承や新規参入を促すとともに、離農農家を含む生産者の経営資産を後継者や第三者に円滑に継承することが重要である。

しかし、多くの地域では、都市化の進展と都市計画区域における市街化区域等の設定により新たな畜舎の建築ができないことから、当該地域での新規就農は困難である。そのため、後継者や第三者による経営継承を円滑に進め、老朽化した畜舎等の設備を改修する支援が必要である。

(1) 総論

①担い手の育成

飼養・経営管理に係る技術・知識の習得について、関連の試験研究機関等も活用するなど研修機会の提供に努める。また、長年生産に携わってきた熟練の高齢

者等、地域の生産者の協力を得ることにより、知識・経験の継承を進める。

②放牧活用の推進

放牧については、放牧技術の普及・高度化やそのための人材育成を推進する。
また、放牧管理の精密化・省力化を推進する。

③労働負担の軽減

酪農家の休日の確保や傷病時の代替要員といった最低限のセーフティネットの構築及びライフワークバランスの推進等のため、酪農ヘルパーについては、特にその活用が不可欠である。また、家族経営を通じて利便性の向上を図ることで、酪農ヘルパーの利用を積極的に推進する。さらに、酪農ヘルパー組織の機能強化を図り、新規就農者等の技術習得の場としての活用も進める。

④スマート農業技術の推進等による省力化への取組

各経営体の飼養形態や飼養規模に応じて、計画的なスマート農業技術の活用を推進する。その際、過剰な設備投資にならないよう配慮する。

⑤粗飼料生産の技術継承

畜産経営の安定や資源循環等の観点から、青刈りとうもろこしの二期作や牧草類との二毛作等、粗飼料の増産につながる栽培技術について、若手酪農家への継承を推進する。

3 酪農及び肉用牛経営の生産基盤の強化

都内で酪農及び肉用牛経営を継続するために、コストの低減と生産性の向上を図る必要がある。

(1) 酪農

①生涯生産性の向上

近年技術が進展した SNP 情報を活用したゲノミック評価やヤングサイア精液の活用を通じて、繁殖性や耐久性等の改良により長命連産性に優れた乳用牛群への転換を図る。

また、分娩事故の抑制など、乳用牛の供用期間の延長に向けた適切な飼養管理を推進する。

②計画的な乳用後継牛の確保

性選別精液の活用により、優良な乳用後継牛の確保を推進する。

また、研究機関は、性選別技術や受精卵移植技術等での受胎率の向上に向けた技術的な課題の解決を図るとともに、これらの技術の普及に努める。

③家畜改良の推進

経営全体の生産性を高めるため、繁殖性の向上をはじめ、各形質との全体的なバランスを考慮した上で乳牛の改良を推進する。また、泌乳期間中の乳量の変動を小さくすることで、飼養管理を容易にするとともに、泌乳持続性の改良を推進

する。さらに、繋ぎ牛舎の牛床や搾乳ロボットの大きさを考慮する必要があることから、体型の均一化を図る。加えて、乳器や肢蹄の改良についても推進する。

④牛群検定の加入率の向上

牛群検定から得られる情報は、生産者毎の飼養管理、繁殖管理、衛生管理や後継牛生産等の改善に貢献するとともに、東京都全体の乳用牛改良にも資することから、生産者の牛群検定への参加を促進する。

(2) 肉用牛

①生産構造の転換等

分業化・省力化を支援することで、生産性の向上を推進する。

②和子牛生産の拡大

繁殖牛の更新を促すとともに、酪農家による和牛の受精卵移植を推進し、和子牛生産の拡大を図る。

③需給環境の変化に応じた家畜改良の推進

肉用牛は、生産コストの低減や多様な消費者ニーズへの対応の観点から、早期に十分な体重に達し、現状と同程度の脂肪交雑が入り、繁殖性等にも優れる種畜の利用を推進する。

(3) 家畜の快適性に配慮した飼養管理の推進

我が国の実態を踏まえ、農林水産省が公表している「アニマルウェルフェアに関する飼養指針」の周知・普及を図る。

また、近年、夏場の気温が高いことから、高温による家畜のへい死や繁殖成績の低下等の被害軽減につなげるため、「畜体等への送風や散水・噴霧による家畜の体温上昇の防止」、「日除け、断熱材の設置、屋根への消石灰の塗布等による畜舎内の温度上昇の抑制」に取り組む。

4 国産飼料の生産利用

酪農及び肉用牛経営は、飼料費の割合が生産費全体の4～6割ほどを占める一方で、比較的安価に入手可能な輸入穀物を原料とする配合飼料を多給してきた。このような中、ウクライナ情勢、円安の進行等による資材やエネルギー価格等の高騰を受け、輸入に依存する飼料をはじめとした生産コストも上昇・高止まりしている。そのため、粗飼料を中心に国産飼料の生産・利用拡大を図り、国際情勢に左右される輸入飼料への依存度の低減を進める必要がある。

(1) 国産粗飼料の利用拡大

外国産粗飼料の価格高止まりによる生産者の負担を軽減し、経営の持続可能性を高めるため、世界情勢や為替の影響を受けにくく、価格が安定している国産粗飼料の流通円滑化を支援し、利用拡大を図る。

(2) 放牧活用の推進

島しょ地域での放牧は、飼養管理の省力化や条件不利地の活用のために有効な手段であることから、特に肉用牛繁殖経営において、周辺住民の理解醸成等を通じた放牧の更なる活用を推進する。さらに、施設・機械の導入などにより公共牧場の有効活用を推進する。

5 家畜衛生対策の充実・強化及び適正な畜産環境に向けた取組

口蹄疫等の家畜伝染病をはじめとする伝染性疾病や乳房炎等の生産サイクルに伴う疾病は、生産量の減少、生産費の上昇を招き、酪農及び肉用牛経営に甚大な影響を及ぼす。これら疾病の発生予防対策を図り、ひいては生産性を向上させるために、飼養衛生管理の徹底が重要である。

また、家畜排せつ物の適切な処理・利用は、地域住民の理解を得て酪農及び肉用牛生産を継続するために必要不可欠であるほか、近年の環境規制の強化により、一層の徹底が求められている。

(1) 家畜衛生対策

①家畜伝染病対策と危機管理体制の強化

家畜伝染病対策は、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速かつ、的確なまん延防止措置」に重点を置いた防疫対応が重要である。これらの対策を行うため、飼養者に対し、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした日々の衛生管理の徹底や異状確認時の早期通報等について指導を徹底する。また、区市町村等の協力を得ながら、発生時の円滑かつ迅速な防疫対応のための準備を行う。

さらに、関係団体との連携を強化して、農家への正確な情報発信や適切なまん延防止措置を図る。また、疾病が発生した際、発生農家が早期に経営を再開し、持続的な生産が可能となるよう、適切な支援に取り組む。

さらに、国内に浸潤している肺炎、乳房炎などの疾病についても同様に、関係機関・団体含め自衛防疫を中心とした地域的な防疫対応を強化し、発生予防及びまん延防止に取り組むとともに、生産者における飼養衛生管理基準の遵守等を促す。

②持続可能性に配慮した生産工程管理の推進

消費者に安全な畜産物を安定して供給するため、持続可能性に配慮した生産工程管理である GAP や農場 HACCP の普及・定着を図り、認証取得を一層推進する。

③産業動物獣医師等の確保・育成

畜産業の振興や人獣共通感染症のまん延防止を図るため、産業獣医師の役割は非常に重要である。そこで、獣医師の職域や地域間の偏在を解消するとともに、獣医系大学との連携強化や、畜産現場での臨床実習等を積極的に支援する。さらに、獣医学生の産業動物分野への就業を検討する機会を増やすことや既存の人材や機関との連携を強めることで、地域の畜産獣医療体制の整備を推進する。

また、女性獣医師が生涯を通じて能力を発揮できるよう、職場復帰等に向けてスキルアップするための研修機会の提供などを支援する。

④獣医療提供体制の整備

生産者団体や関係団体と連携・協働し、獣医療体制整備に関する課題の共有、その解決に向けた会議を開催する等、獣医療体制の充実を図る。

(2) 畜産環境対策

①家畜排せつ物の管理の適正化と利用の推進

地域内での堆肥利用や堆肥の広域利用を推進する。

②臭気防止対策・排水対策の推進

地域の関係機関による連携・協力を確保し、畜産環境保全等の専門家の意見を参考に、施設整備や処理技術の効果的な活用を図る。

6 消費者の理解醸成

東京産畜産物の動画制作を行い、街頭広告や交通広告などにより PR を実施する。また、地場産食材を使用している都内の食材使用店の HP や冊子を作成して、東京産畜産物の普及を図る。さらに、都が主催するイベントにおいて、都民向けに積極的に東京産畜産物の魅力を発信する。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（令和5年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
東京都	都全域	1,390	1,080	1,010	7,987	8,067	1,000	780	720	8,500	6,120

- (注) 1. 必要に応じて、自然的・経済的条件に応じた区域区分を行い、市町村をもって区域の範囲を表示。
また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲。
2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
3. 「目標」欄には計画期間の令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として令和5年度の数値を記入。以下、諸表において同じ。
4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（令和5年度）								目標（令和12年度）							
		肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
東京都	都全域	560	160	300	70	530	30	×	30	450	130	210	55	395	25	30	0

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。
以下、諸表において同じ。
3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式 単一経営

経営モデル	経営概要						生産性指標														備考		
	経営 形態	飼養形態					牛		飼料						人								
		経産牛 頭数	飼養 方式	外部化※飼 養管理にお けるもの	給与 方式	放牧利用 (放牧地面積)	経産牛 1頭当たり 乳量	更新 産次	作付 体系及び 単収	作付 延べ面積 ※放牧利用 を含む	外部化※飼 料生産にお けるもの	購入 国産飼料 (種類)	飼料 自給率 (国産飼 料)	粗飼 料給与 率	生産コスト	労働	経営						
															生乳1kg当 たり費用合 計（現状と の比較）	経産牛1 頭当たり飼 養労働時 間	総労働時 間（主たる 従事者）	粗収 入	経営 費	農業 所得		主たる従 事者1人 当たり所 得	
飼料生産組織の活用により国産飼料を確保し、家族労働力を中心に経営資源に見合った頭数規模で安定した所得を確保する家族経営	家族経営	頭 28	繋ぎ	ヘルパー	分離	(ha) 0	kg 8,500	産次 3.7	kg 青刈 イタリア ンライグ ラス 1,000 kg/10 a	ha 3	なし	牧草	% 8	% 40	円 (%) 75円	hr 85	hr 2,400	万円 2,400	万円 1,680	万円 720	万円 720	都 全 域	

- (注) 1. 「経営モデル」について、持続的な経営を実現するモデルとして、基本方針本文p32～37を参考に経営類型の特徴を記入。
2. 「経営形態」について、「家族経営」「法人経営」のいずれかを記入。
3. 「飼養形態」について、輸入飼料に過度に依存しない、耕畜連携も含めた国産飼料の積極的な活用やスマート農業技術の効果的活用等の実施を念頭に記入。
4. 「人」について、「労働」は、「総労働時間/経産牛頭数」により経産牛1頭あたり飼養労働時間(飼料生産にかかる労働時間も含む)を算出。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

経営モデル		経営概要					生産性指標																	備考	
		経営形態	飼養形態					牛				飼料						人							
			飼養頭数	飼養方式	外部化※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化※飼料生産におけるもの	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	生産コスト	労働	経営					
																		子牛1頭当たり費用合計(現状との比較)	子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得		主たる従事者1人当たり所得
家族複合	現在	家族経営	頭				(ha)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
			10	繋ぎ飼	なし	分離給与	0	13.2	24.5	9	285	八丈スギ100kg/10a	1.5	なし	なし	63	63	17万円(48%)	130	2,400	250	120	130	130	
						青刈り						サツマイモ100kg/10a													

- (注) 1. 「経営モデル」について、持続的な経営を実現するモデルとして、基本方針本文 p32～37 を参考に経営類型の特徴を記入。
2. 「経営形態」について、「家族経営」「法人経営」のいずれかを記入。
3. 「飼養形態」について、輸入飼料に過度に依存しない耕畜連携も含めた国産飼料の積極的な活用やスマート農業技術の効果的活用等の実施を念頭に記入。
4. 「人」について、「労働」は、「総労働時間/経産牛頭数」により経産牛1頭あたり飼養労働時間(飼料生産にかかる労働時間も含む)を算出。

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

経営モデル		経営概要					生産性指標																	備考	
		経営形態	飼養形態					牛					飼料					人							
			飼養頭数	飼養方式	外部化※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用（放牧地面積）	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化※飼料生産におけるもの	購入国産飼料（種類）	飼料自給率（国産飼料）	粗飼料給与率	生産コスト	労働	経営				
																	肥育牛1頭当たり費用合計（現状との比較）	肥育牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間（主たる従事者）	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得		
家族複合	現在	家族経営	頭				(ha)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha		%	%	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
			250	牛房群飼	なし	分離給与	0	9	27	20	700	0.69	イタリアンライグラス 3,500 kg/10 ^a	3	なし	なし	8	13	65万円 (80%)	1	2,500	8,000	6,400	1,600	800
						稲わら																			
						乾草																			
						配合飼料																			

- (注) 1. 「経営モデル」について、持続的な経営を実現するモデルとして、基本方針本文 p32～37 を参考に経営類型の特徴を記入。
2. 「経営形態」について、「家族経営」「法人経営」のいずれかを記入。
3. 「飼養形態」について、輸入飼料に過度に依存しない耕畜連携も含めた国産飼料の積極的な活用や スマート農業技術の効果的活用等の実施を念頭に記入。
4. 「人」について、「労働」は、「総労働時間/経産牛頭数」により経産牛1頭あたり飼養労働時間（飼料生産にかかる労働時間も含む）を算出。
5. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加。
6. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めない。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③／②
					③総数	④うち成牛頭数	
東京都	現在	戸 9,567	戸 42	% 0.4	頭 1,390	頭 1,080	頭 33.1
	目標		戸 30		頭 1,000	頭 780	頭 33.3

(注) 「飼養農家戸数」欄の()は、子畜のみを飼育している農家の戸数で内数。

(注) 「1戸当たり平均飼養頭数③／②」は、必ずしも総頭数に限らず、成牛や経産牛の頭数でも可。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

東京都の酪農経営の多くは、市街化区域に立地するなど土地利用の条件に規制が多いことなどから、飼養規模の拡大には困難性が高い。また、家畜排せつ物や臭気の管理において、特に地域住民や周辺環境への配慮が必要である。そのため、地域住民の理解を得ながら、周辺環境に合った適正規模での、効率的かつ安定的な経営を目指すものとする。

- ① 分業化・省力化を支援することで、生産性の向上を推進する。
- ② 性選別精液の活用により、優良な乳用後継牛の確保を推進する。
- ③ 乳用牛の供用期間の延長に向けた適正な飼養・衛生管理の徹底を図る。具体的には、過搾乳の防止や乳用牛の栄養管理の徹底、適切な削蹄の励行、牛舎環境の改善等の取組を推進する。
- ④ 新たに策定された家畜改良増殖目標に即して改良増殖を推進する。1頭当たりの乳量の向上とともに、供用期間の延長等による生涯生産性を高める観点から、泌乳能力と体型をバランス良く改良する。また、効率的な育種改良が行えるよう、SNP（一塩基多型）情報を活用したゲノミック評価手法の利用普及に努める。
- ⑤ 飼養・繁殖管理、乳質・衛生管理及び乳用牛の遺伝的改良に役立つ分かりやすい検定データの提供等に努めることにより、牛群検定の加入を促進する。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②／①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
			戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
繁殖専用 経営種	東京都	現在	9,567	14	0.1	160	160	160	—	—	—	—	—
		目標		11		80	80	70	—	10	—	—	—
肥育専用 経営種	東京都	現在	9,567	5 (3)	0.1 (0.0)	370	370	120	170	80	—	—	—
		目標		4 (1)		370	370	60 (60)	300 (20)	10	—	—	—
乳用種・ 交雑種 育成 経営	東京都	現在	9,567	1 (1)	0 (0.0)	30	—	—	—	—	30	30	—
		目標		1 (1)		30	—	— (—)	— (—)	—	30 (0)	20 (0)	10 (0)

(注) () 内には、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営）について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

ア 肉専用種繁殖経営

東京都の肉専用繁殖経営は、島しょ地域の零細経営が主体であり、流通等の観点から、厳しい経営環境の中にある。今後、優良繁殖牛や精液の導入支援による改良の促進、草資源の有効活用による生産コストの低減、それに伴う草地の維持管理により、経営の安定を図りつつ、分娩間隔の短縮や繁殖成績の改善、育成期間の短縮、飼養管理技術の向上により、子牛の生産効率の向上を図る。一部の専門的な経営にあつては適正な規模拡大を図り、生産コストの低減に努めるとともに、地域の中核農家として育成する。

また、島しょ地域の公共牧場の有効活用と省力化を図るため、公共牧場への放牧を利用した繁殖経営農家を育成し、肥育素牛の生産拡大を図る。

イ 肉専用種肥育経営

東京都の肉専用肥育経営は、肥育素牛の多くを他県からの導入に依存している。今後、島しょ地域の繁殖経営及び都内の酪農経営との連携を強化し、地域内における一貫生産の拡大を推進し、双方の経営の効率化を図る。

消費者ニーズに対応した付加価値の高い高品質な牛肉生産を目指し、生産性及び肉質の向上と斉一性に重点を置いた飼料給与法の改善、肥育期間の適正化を図る。

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料作物の作付面積等の目標

	現在(令和5年度)	目標(令和12年度)
飼料作物の作付面積	94ha	165ha
飼料作物の生産量	3,159TDNトン	5,500TDNトン

*都内では飼料用米を栽培していない。

2 具体的措置

東京都の酪農及び肉用牛経営は、その大多数が市街化区域に立地していることや高騰した都市近郊の地価から、土地取得による自給飼料の生産基盤の拡大は困難な状況にある。そのため、遊休農地や耕作放棄地の利用権設定による土地利用の集積が現実的である。しかし、都内は狭小な農地が多く、集約は困難であり、一部の地域を除いて、土地利用の拡大は、あまり進展していない。今後は、狭小な圃場での作業が可能な農業機械の導入も検討する。

飼料の自給率を向上するためには、地域毎の気象環境等の実情にあわせて優良品種を導入し、二期作や二毛作による効率的な土地利用による作付け延べ面積の拡大が必要である。

具体的には、青刈りとうもろこしの二期作、青刈りとうもろこしとソルゴーの混植、青刈りとうもろこしとイタリアンライグラスやエン麦等の二毛作など、効率的な作付け体系の普及により、単位面積当たりの収量増加を図る。青刈りとうもろこしの二期作の適地においては、不耕起播種機等の導入を促進する。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

東京都の生乳生産者団体は、平成10年までに、すべての酪農専門農業協同組合の一元化が図られた。これに伴い、それまで乳業工場毎に分けられ、錯綜していた集乳経路は、大幅な整理と統合が行われ、合理化が進展した。加えて、近年、東京都産生乳のみを用いたブランド牛乳の誕生により、搬入先の工場も集約されつつあることから、集送乳の合理化はほぼ完了したと言える。一方、これまで非効率とされていた5t未満の小型タンクローリーによる送乳が、地域に密着した小規模の乳業者への小回りの効いた生乳供給を可能にした。これにより、生乳を用いた新たな加工品の製造が促進されるなど、大消費地に近接した利点を活かした取組が実現している。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり 生乳処理量 2 t 以上)		1日 当たり 生乳処理量 ①	1日 当たり 生乳処理 能力 ②	稼働率 ①/②×100	備考
区域名	現在 (令和 5 年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	2工場	合計	kg	kg	%	
				1工場 平均	121,739	157,344	77.4	
		乳製品を主に 製造する工場	1工場	合計	60,870	78,672	77.4	
				1工場 平均	113,925	360,000	31.6	
	目標 (令和12年 度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	2工場	合計	113,925	360,000	31.6	
				1工場 平均	121,739	157,344	77.4	
		乳製品を主に 製造する工場	1工場	合計	60,870	78,672	77.4	
				1工場 平均	113,925	360,000	31.6	

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄は、年間生乳処理量を365日で除した数値。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄は、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあって、北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入。

(2) 具体的措置

大手乳業においては、すでに HACCP 手法による品質管理体制が導入されているが、酪農家や島しょ地域の乳業においても、施設の衛生水準の高度化を図り、安心安全な牛乳・乳製品を供給する。

また、酪農家が取り組むアイスクリーム製造等の衛生管理や添加する果物、野菜の安全確保等も対象に指導を強化する。

なお、牛乳・乳製品の消費拡大、酪農に対する消費者の理解増進のため、イベントの開催やパンフレットの作成を推進するとともに、公共牧場の施設整備を進め、体験学習の場としての機能充実に努めるなど、消費者及び地域社会とのパートナーシップの形成に積極的に取り組む。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

東京都には家畜市場は設置されていない。

イ 具体的取組

なし

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者 (開設)	年間 稼働 日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/① %	部分肉処理 能力1日当たり		部分肉処理 実績 計		稼働率 ④/③
			①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
東京都立 芝浦屠場	東京都	245	780	430	400	247	51	-	-	-	-	-
八丈町と 畜場	八丈町	0	18	8	0	0	0	-	-	-	-	-
計	2ヶ所	245	798	438	400	247	50					

(注) 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）で記載。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

(ア) 目標年における施設整備目標(部分肉流通・稼働率の向上を含む)

なし

(イ) 卸売市場整備計画

東京都卸売市場整備計画（第10次）

生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、消費生活の安定に資するため、東京都は卸売市場法第6条の規定に基づき、農林水産大臣の定める「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」に即して卸売市場整備計画を定め、卸売市場の整備を計画的に実施する。

ウ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区域名	区分	現在（令和5年度）				目標（令和12年度）			
		出荷頭数 ①	出荷先		②/①	出荷頭数 ①	出荷先		②/①
			県内 ②	県外			県内 ②	県外	
		頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	%
都内 全域	肉専用種	184	72	112	39.1	152	131	21	86.2
	乳用種	3	0	3	0.0	2	0	2	0.0
	交雑種	6	0	6	0.0	5	0	5	0.0

エ 具体的措置

令和３年度よりすべての食品事業者で HACCP に基づく衛生管理が義務化され、より衛生的な食肉処理を実現している。現在ミャンマー、マカオ、タイ、ベトナムなどへも牛肉輸出を行っているが、より多くの国への輸出に対応できるように積極的に取り組んでいく。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

計画期間内に重点的に取り組む事項

【事項番号①担い手の確保、経営力の向上（対象地域：都全域）】

東京都の酪農及び肉用牛経営の多くは市街地に立地し、新たな畜舎が建築できないことから新規就農は困難である。また、他の畜種に比して若い後継者が多いものの、立地の困難性や収益性の悪化などから離農は徐々に進行している。さらに、立地の問題や土地価格の高騰などにより規模の拡大が困難な経営体が多いため、法人化もほとんど行われていない。そのため、現在の後継者や第三者による経営継承を円滑に進める仕組みを整備し、規模拡大が可能な経営体については法人化を検討する。

具体的には、関連の試験研究機関等も活用し、農業後継者や第三者への研修機会の提供に努め、地域の生産者どうしの繋がりを強化することにより、知識・経験の継承や技術のレベルアップを図る。島しょ公共牧場等の既存の草資源の利活用を通じて素牛等の低コスト生産を促進するとともに、労働負担を軽減するためのヘルパーや機械施設の拡充を支援する。